

長野県聴覚障がい者 情報センターだより

2024.12

No.
62

発行：長野県聴覚障がい者情報センター

〒381-0008 長野県長野市下駒沢586 サンアップル2階 Fax 026-295-3567 Tel 026-295-3530
http://www.nagano-choujou.com E-mail : info@nagano-choujou.com

特集 聴覚障がい者が生き生きと働くために

求職中や就業中に手話通訳や要約筆記を利用したい、労働に関して相談したい、そんなときどうすればいいか紹介します。

手話協力員制度とは

長野県内には14のハローワークがあり、そのうち、8か所に手話協力員を設置しています。昭和48年に実施した国の制度で、手話協力員設置要綱に基づき雇用されています。聴覚障がい者への求職相談や職業指導時の手話通訳をしています。また、聴覚障がい者の職場定着を支援しています。

手話協力員のいるハローワーク

所名	管轄区域	所名	管轄区域
長野	長野市（一部）、上水内郡	伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	篠ノ井	長野市（一部）、千曲市、埴科郡
		佐久	佐久市、南佐久郡、立科町
上田	上田市、東御市、小県郡	諏訪	諏訪市、茅野市、諏訪郡
飯田	飯田市、下伊那郡		

それぞれ、事前連絡があったときに手話通訳の対応をします。ハローワークで手話通訳（手話協力員）が必要な場合は、事前に連絡をしてください。以下のフォームから申し込みます。

長野労働局のホームページ → 県内ハローワーク一覧 → 手話協力員利用申し込みフォーム
URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/anteisyo.html>

◆ハローワーク

県内にはハローワークが14か所あり、専門の相談員がその人の適性や希望職種に応じた職業紹介・求人情報の提供のほか、雇用保険の手続きや職業訓練の受付もしています。ハローワークが設置されていない市町村は、「ふるさとハローワーク（国・市町村が共同で運営している地域職業相談室）」が設置されています。

手話通訳・要約筆記等担当者助成金とは

仕事中に手話通訳者等が必要になったとき、手話通訳者等を委嘱する^{いしよく}場合の費用を助成することができます。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金で障害者を雇用している事業主に助成するものです。障がい者が自分で申請するものではありません。事業主に手話通訳・要約筆記等を依頼するときに助成制度があることも伝えましょう。

手話通訳・要約筆記等を付ける場合、**配置と委嘱**の2通りあります。

配置とは 従業員に手話通訳者等を任命すること。

委嘱とは 従業員以外に手話通訳者等をお願いすること。



助成金には以下の①～③があります。

支給対象者

障害者手帳のある聴覚障がい者です。

雇用開始から1年以上過ぎていて、手話通訳等の必要がない場合は対象外です。また、就業後、途中で障がい者になった場合は、その時点から10年間対象となります。障がいになってから1年以上過ぎると助成対象外になります。

①
③
共通

手話通訳者・要約筆記等担当者の条件

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員です（事業主を除く）。

対象となる業務

- ・業務上必要な手話通訳・要約筆記等
- ・職業能力向上等を目的とした研修会に対する手話通訳・要約筆記等
- ・ほかの労働者に対して業務円滑化のための手話研修等

支給対象費用

交通費は対象外です。

① 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金

区分	助成率	支給限度額	支給期間
配置	3/4	1人につき1か月 15万円まで	最長 10年間
委嘱		1回につき1万円、年間 150万円まで	

② 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

①の助成金は10年で期限が切れますが、継続して手話通訳・要約筆記等を委嘱したい場合は、さらに5年延長することができます。

区分	助成率	支給限度額	支給期間
配置	2/3	1人につき1か月 13万円まで	最長 5年間
委嘱		1回につき9千円、年間 135万円まで	

③ 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高齢等措置に係る助成金

〔支給対象者 35歳以上の聴覚障がい者で、6か月を超えて勤務している人〕

区分	助成率	支給限度額		支給期間
配置	2/3	中小企業または調整金支給調整対象事業主	1人当たり1か月 15万円まで	最長 10年間
		上記以外の事業主	1人当たり1か月 13万円まで	
委嘱		中小企業または調整金支給調整対象事業主	1回につき1万円、年間 150万円	
		上記以外の事業主	1回につき9千円、年間 135万円	

①から③で手話通訳・要約筆記等を使うと、長期間助成を受けることができます。

〔例 大学卒業後、就職した場合〕

22歳	32歳	37歳	47歳
助成①	助成②	助成③	
最長 10年	最長 5年	最長 10年	

助成金額はそれぞれ違いはありますが、長期間にわたって助成を受けることができます。助成金対象は上のとおりですが、通訳等に関して禁止や制限をするものではありません。事業主が助成なしで費用を支出することも可能です。

<事例1>

聴覚障がい者のKさんは、事務職として勤務しており、上司や同僚とは筆談でやりとりしながら業務を行っています。しかし、週1回のミーティングでは口頭で協議や指示が行われるため、配布資料以外の内容が理解できず、業務に支障をきたしていました。

そこで、手話通訳者にミーティングに同席してもらい、通訳してもらうことで内容を理解し、業務を円滑に進めることができました。

<事例2>

社内研修を開催する際に、聴覚障がい者のあるGさんのために助成金を活用して手話通訳者を委嘱していました。リモート体制で研修を行う場合、画面越しの手話通訳では研修内容を把握することが困難となりました。そこで、要約筆記者を委嘱し、要約筆記を通じて研修を受講できるようにすることで、研修の正確な内容を把握することができました。

(「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」の活用事例より)

助成について詳しくはお近くのハローワーク、または高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

障がい者雇用に関する相談機関・専門員

◆長野障害者職業センター

障害者職業カウンセラーによる専門的な支援を行っています。ジョブコーチの派遣や事業主と障がい者双方へ支援しています。

◆就職支援ナビゲーター（障がい者雇用に関する専門員）

ハローワークに配置されていて、事業主に対して助言をします。



◆ハロートレーニング（障害者訓練）

ハローワークに就職申し込みをしている障がい者を対象に、希望する職業に必要なスキルと技術を身につけるための職業訓練を民間教育機関等に委託して実施しています。

雇用分野における障がい者差別は禁止、合理的配慮の提供は義務です。

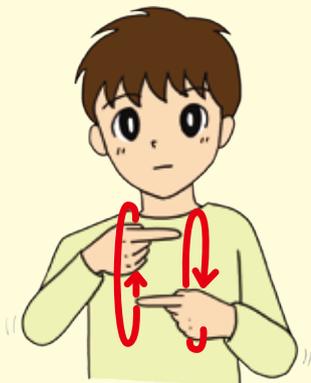
募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で障がい者であることを理由とする差別が禁止されています。

事業主は募集・採用時や採用後も合理的配慮を提供する必要があります。

事業主は相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が義務付けられます。また、事業主は障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

◆使ってみよう ひとこと手話◆

「手話」



両手の人さし指を横向きに出し、交互に上下に回転させます。「話・話す」という意味にも使う手話です。

「筆談」



ペンを持つような形に片手をすばめます。もう片方の手は、紙を持つように手の平を上向きに構え、書いたものを相手に見せるように前に出します。

〔イラスト提供 長野県〕